

インボイス制度開始まであと1年

令和5年10月1日より消費税のインボイス制度が開始されます。制度開始まで1年を切りましたが、企業、事業者側の事前登録が思いのほか進んでいない状況です。

国税庁は消費税の納付義務のある法人や個人事業者約300万件がインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）として登録するであろうと見込んでおりますが、8月末時点での登録件数は100万件に満たず、国内企業等の登録率は法人約42.4%、個人企業は約9.9%に留まっております。

都道府県別の登録件数率は、トップの富山県が49.4%と約半数に達した一方、最下位の栃木県は35.5%で地域間の格差も見られます。

登録について中小企業だけ登録が遅れているわけでもなく、上場企業の一部や未上場の大手企業でも登録が確認されていないケースもあり、法人でも登録の進み具合にばらつきがあります。

なお、[インボイス制度開始までに登録が間に合うための申請期限は令和5年3月末です。](#)

法人登録者数を都道府県別でみた場合、法人登録数約79.7万件のうち登録数トップは東京都の12.8万件。次いで、大阪府の6.6万件、愛知県の4.8万件、神奈川県4.1万件、埼玉県の3.4万件と大都市圏が上位を占めています。



都道府県	登録件数
東京都	12.8
大阪府	6.6
愛知県	4.8
神奈川県	4.1
埼玉県	3.4

一方、登録数が少なかったのは、鳥取県、佐賀県、高知県、徳島県、島根県、和歌山県で、この6県は登録件数が5,000件未満です。

1. 登録できない理由もある

個人事業者につきましては消費税の納税ではなく別の問題が生じております。

インボイス検索サイトで本名と住所が公表されるため情報漏洩の問題から登録に踏み切らないケースもあります。

①氏名については本名が原則で、本名+屋号を任意で公表することは出来ませんが、[屋号のみで公表することが出来ません。](#)

②住所については任意で、住所を事業所の住所に変更して公表することも出来ませんが、個人事業主の実情としては事務所の所在地を持たず住所と個人事務所が同じ場所であることの方が多いです。現に主たる事務所の所在地をサイトで公表している個人企業もあるが、8月末で約90%が所在地を公表していない状況です。

個人事業者がインボイス登録しても情報漏洩の点で安心できるような制度を整えてほしいものです。

2. インボイス制度開始により起こりうる問題

(1) 消費税の計算方法が変わります。

インボイス制度が開始されると発行事業者同士の取引でしたらこれまで通りですが、継続的に消費税の免税事業者との取引が生じる企業や外注先がある場合は注意が必要となります。

消費税の納税の仕組みは、自らが預かった消費税から自らが支払った消費税の差額を確定消費税額として納税します。今までの場合、たとえば免税事業者から品物を購入したり、外注加工を



依頼したりしても当然に消費税がかかっているものとして課税事業者からも免税事業者からも一律に消費税を引くことが出来ました。

販売する側も免税事業者の期間であっても本体価格に消費税を乗せた金額で請求することが出来ました。インボイス制度が開始されると消費税を徴収することが出来なくなることが懸念されていますが、そのようなことはなく免税事業者であっても本体価格に消費税相当額を乗せて請求書を発行できます。但し、購入者側では受け取ったのが登録番号のない請求書だった場合、これまで通りには消費税が引けなくなります。

令和5年10月から令和8年9月まで
支払った消費税の80%が控除可能
(20%は控除出来なくなる。)

令和8年10月から令和11年9月まで
支払った消費税の50%が控除可能
(50%は控除出来なくなる。)

令和11年10月からは
支払った消費税の100%が控除不可

(2) 登録事業者でないことのリスクと対策

購入者側は同じ商品、同じサービス、同じ価格であれば免税事業者より登録事業者を選ぶようになると思います。それを避け、取引先との関係をこれまで通りに保つためには免税事業者もあえて登録事業者になってはどうでしょう。

免税事業者も消費税を負担することになる分だけ所得が減ります。消費税分を収入(所得)としたうえで通常より安く仕事を引き受けていたこともあるでしょう。



仕入先側にインボイス登録をしてもらえなければ購入者が一方的にその損の影響を受けますが、仕入先側がインボイス登録をした場合は、販売した仕入先側が一方的に損をします。免税事業者がインボイス制度登録事業者に登録した場合の方が購入者側よりも負担増は多いと思います。消費税

の負担が増えますが、仕事が無くなってしまいうリスクを回避できます。

(3) 値決めの注意点

免税事業者が登録事業者にならなかった場合、インボイス制度開始に当たり、免税事業者と継続的に取引がある事業者・企業は双方が納得のいくように値決めの交渉が必要になります。

その際に免税事業者であってもこれまで通り消費税相当額を記載した請求書で本体価格及び消費税相当分を受け取ることが出来る(購入者側は支払わなければならない)ことは覚えておく必要があります。免税事業者であることを知って、請求された金額のうち消費税相当分は払わないという行為は下請法違反になります。

また、話し合いをせず取引金額を引下げるとか、取引を打ち切ったりするとかの通告を一方的にすることは独占禁止法違反となる恐れがあります。

免税事業者側も、消費税の負担が購入者側になったとしても、それでも選ばれる商品やサービスが提供できるのであれば値下げに応じることはありません。依頼者側も消費税を負担したとしても他社より良いサービスが受けられれば消費税コストを負担しても依頼をしてきます。80%控除の出来る期間ではその増税分の差はあまり大きいとは言えません。但し0%控除となる時代では、やはり消費税10%全額を購入者側の負担となると、登録事業者と免税事業者の差は大きいと感じるでしょうから50%~0%控除の期間内で徐々に免税事業者は減っていくと思われます。



3. 自社が簡易課税制度利用中の事業者

購入者側(自社)が既に消費税課税事業者で、簡易課税を選択している場合で、取引先が免税事業者の場合は、自社が簡易課税制度適用中は免税事業者からの購入であっても消費税は増税とはならずインボイスの影響は受けませんのでこれまで通り取引して問題ありません。

(担当 芝事務所 山本)